

様式 A - 2

不利益処分一覧表

(令和 8 年 (2026 年) 1 月 30 日作成)

[所管： 福祉部福祉指導監査課]

No.	法令名	根拠条項	処分名	基準
1	社会福祉法	56-6	社会福祉法人に対する改善命令	D
2	社会福祉法	56-7	社会福祉法人に対する業務停止命令又は役員への解職勧告	D
3	社会福祉法	56-8	社会福祉法人に対する解散命令	D
4	社会福祉法	57	社会福祉法人に対する公益事業又は収益事業の停止命令	D
5	介護保険法	76の2-3 78の9-3 83の2-3 91の2-3 103-3 114の5-3 115の8-3 115の18-3 115の28-3 115の45の8-3	指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設の開設者、介護老人保健施設の開設者、介護医療院の開設者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者又は介護保険法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者に対する改善命令	C
6	介護保険法	77-1 78の10-1 84-1 92-1 104-1 114の6-1 115の9-1 115の19-1 115の29-1 115の45の9-1	指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者又は介護保険法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者に係る指定若しくは許可の取消し、又は全部若しくは一部効力停止	C
7	介護保険法	101 114の3	介護老人保健施設の開設者又は介護医療院の開設者に対する設備の全部若しくは一部の使用制限若しくは禁止又は	C

			修繕若しくは改築命令	
8	介護保険法	102-1 114の4-1	介護老人保健施設の開設者又は介護医療院の開設者に対する管理者の変更命令	C
9	介護保険法	115の34-3	指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の開設者（全ての事業所又は全ての施設が豊中市内に所在するものに限る）に対する業務管理体制の整備の改善命令	D
10	障害者 総合支援法	49-4 51の28-4	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者、指定一般相談支援事業者又は指定特定相談支援事業者に対する改善命令	C
11	障害者 総合支援法	50-1 51の29-1	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者又は指定特定相談支援事業者に係る指定の取消し、又は指定の全部若しくは一部効力停止	C
12	障害者 総合支援法	51の4-3 51の33-3	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者又は指定特定相談支援事業者（全ての事業所が豊中市内に所在するものに限る）に対する業務管理体制の整備の改善命令	D
13	老人福祉法	18の2-1	認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者に対する改善命令	D
14	老人福祉法	18の2-2	老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者に対する事業の制限又は停止命令	D
15	老人福祉法	19-1	養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置者に対する施設の設備若しくは運営の改善若しくは事業の停止若しくは廃止命令、又は認可取消し	D
16	老人福祉法	29-15	有料老人ホームの設置者に対する改善命令	D

17	老人福祉法	29-16	有料老人ホームの設置者に対する事業の制限又は停止命令	D
18	児童福祉法	21の5の23-3 24の35-3	指定障害児通所支援事業者又は指定障害児相談支援事業者に対する改善命令	C
19	児童福祉法	21の5の24-1 24の36	指定障害児通所支援事業者又は指定障害児相談支援事業者に係る指定の取消し、又は指定の全部若しくは一部効力停止	C
20	児童福祉法	21の5の28-3 24の40-3	指定障害児通所支援事業者又は指定障害児相談支援事業者(全ての事業所が豊中市内に所在するものに限る)に対する業務管理体制の整備の改善命令	D
21	児童福祉法	34の6	小規模住居型児童養育事業を行う者に対する事業の制限又は停止命令	D
22	児童福祉法	34の17-3	家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者に対する改善命令	D
23	児童福祉法	34の17-4	家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者に対する事業の制限又は停止命令	D
24	児童福祉法	34の20-2	里親名簿からの抹消	D
25	児童福祉法	46-3	児童福祉施設の設置者に対する改善命令	D
26	児童福祉法	46-4	児童福祉施設の設置者に対する事業の停止	D
27	児童福祉法	58-1及び2	児童福祉施設及び家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者に対する認可の取消し	D
28	児童福祉法	59-5及び6	認可外保育施設の事業の停止又は施設の閉鎖命令	D
29	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	7-1 22-1	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認可の取消し又は幼保連携型認定こども園の認可の取消し	D
30	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	20	幼保連携型認定こども園の設置者に対する改善命令	D

	する法律			
3 1	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	2 1 - 1	幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖命令	D
3 2	子ども・子育て支援法	3 9 - 4 5 1 - 3	特定教育・保育施設の設置者又は特定地域型保育事業者に対する改善命令	D
3 3	子ども・子育て支援法	4 0 - 1 5 2 - 1	特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者の確認の取消し、又は確認の全部若しくは一部効力停止	D
3 4	子ども・子育て支援法	5 7 - 3	特定教育・保育施設の設置者又は特定地域型保育事業者（全ての教育・保育施設又は地域型保育事業所が豊中市内に所在するものに限る）に対する業務管理体制の整備の改善命令	D
3 5	社会福祉法	1 4 4	社会福祉連携推進法人に対する改善命令	D
3 6	社会福祉法	1 4 4	社会福祉連携推進法人に対する業務停止命令又は役員了解職勧告	D
3 7	社会福祉法	1 4 5 - 1 及び 2	社会福祉連携推進認定の取消し	D
3 8	社会福祉法	7 1	社会福祉事業を営む者に対する改善命令	D
3 9	社会福祉法	7 2 - 1、2 及び 3	社会福祉事業を営む者に対する経営の制限、停止命令又は許可若しくは認可の取消し	D

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	社会福祉法人に対する改善命令	
根拠法令及び条項	社会福祉法第 56 条第 6 項	
所管部課（室）係名	福祉部福祉指導監査課法人指導係	
処分 基準	関係条項	
	基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく、あらかじめ処分基準を策定することが困難。 ○ 処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	社会福祉法人に対する業務停止命令又は役員への解職勧告	
根拠法令及び条項	社会福祉法第 56 条第 7 項	
所管部課（室）係名	福祉部福祉指導監査課法人指導係	
処分 基準	関係条項	
	基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく、あらかじめ処分基準を策定することが困難。 ○ 処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	社会福祉法人に対する解散命令	
根拠法令及び条項	社会福祉法第 56 条第 8 項	
所管部課（室）係名	福祉部福祉指導監査課法人指導係	
処分 基準	関係条項	
	基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく、あらかじめ処分基準を策定することが困難。 ○ 処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	社会福祉法人に対する公益事業又は収益事業の停止命令	
根拠法令及び条項	社会福祉法第 57 条	
所管部課（室）係名	福祉部福祉指導監査課法人指導係	
処分基準	関係条項	
	基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 将来的に処分が見込まれるものの、過去に処分実績がなく、あらかじめ処分基準を策定することが困難。 ○ 処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設の開設者、介護老人保健施設の開設者、介護医療院の開設者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者又は介護保険法第 115 条の 45 の 3 第 1 項に規定する指定事業者に対する改善命令	
根拠法令及び条項	介護保険法第 76 条の 2 第 3 項、第 78 条の 9 第 3 項、第 83 条の 2 第 3 項、第 91 条の 2 第 3 項、第 103 条第 3 項、第 114 条の 5 第 3 項、第 115 条の 8 第 3 項、第 115 条の 18 第 3 項、第 115 条の 28 第 3 項、第 115 条の 45 の 8 第 3 項	
所管部課（室）係名	福祉部福祉指導監査課高齢事業者係	
処分基準	関係条項	豊中市情報公開条例第 7 条第 4 号（ア）
	基準	<p>○平成 20 年に厚生労働省より「行政処分等の実施及び程度の決定に当たっての基本的考え方」が示されており、その考え方を基本としているが、判断基準を開示することで脱法的な行為を助長する可能性があるため基準の公表はしないこととしている。</p> <p><根拠条例> 豊中市情報公開条例第 7 条第 4 号（ア） 市の機関又は国等が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあるもの (ア) 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、事実の把握を著しく困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を著しく容易にし、若しくはその発見を著しく困難にするおそれ 以下略</p>
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者又は介護保険法第 115 条の 45 の 3 第 1 項に規定する指定事業者に係る指定若しくは許可の取消し、又は全部若しくは一部効力停止	
根拠法令及び条項	介護保険法第 77 条第 1 項、第 78 条の 10 第 1 項、第 84 条第 1 項、第 92 条第 1 項、第 104 条第 1 項、第 114 条の 6 第 1 項、第 115 条の 9 第 1 項、第 115 条の 19 第 1 項、第 115 条の 29 第 1 項、第 115 条の 45 の 9 第 1 項	
所管部課（室）係名	福祉部福祉指導監査課高齢事業者係	
処分基準	関係条項	豊中市情報公開条例第 7 条第 4 号（ア）
	基準	<p>○平成 20 年に厚生労働省より「行政処分等の実施及び程度の決定に当たっての基本的考え方」が示されており、その考え方を基本として「介護保険法に基づく行政処分を行うにあたっての基本的な考え方(内規)」及び「行政処分等の実施及び程度の判定について(内規)」を定めているが、判断基準を開示することで脱法的な行為を助長する可能性があるため基準の公表はしないこととしている。</p> <p><根拠条例> 豊中市情報公開条例第 7 条第 4 号（ア） 市の機関又は国等が行う事務または事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあるもの (ア) 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、事実の把握を著しく困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を著しく容易にし、若しくはその発見を著しく困難にするおそれ 以下略</p>
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	介護老人保健施設の開設者又は介護医療院の開設者に対する設備の全部若しくは一部の使用制限若しくは禁止又は修繕若しくは改築命令	
根拠法令及び条項	介護保険法第 101 条、第 114 条の 3	
所管部課（室）係名	福祉部福祉指導監査課高齢事業者係	
処分 基準	関係条項	豊中市情報公開条例第 7 条第 4 号（ア）
	基準	<p>○平成 20 年に厚生労働省より「行政処分等の実施及び程度の決定に当たっての基本的考え方」が示されており、その考え方を基本としているが、判断基準を開示することで脱法的な行為を助長する可能性があるため基準の公表はしないこととしている。</p> <p><根拠条例> 豊中市情報公開条例第 7 条第 4 号（ア） 市の機関又は国等が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあるもの （ア） 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、事実の把握を著しく困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を著しく容易にし、若しくはその発見を著しく困難にするおそれ 以下略</p>
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	介護老人保健施設の開設者又は介護医療院の開設者に対する管理者の変更命令	
根拠法令及び条項	介護保険法第 102 条第 1 項、第 114 条の 4 第 1 項	
所管部課（室）係名	福祉部福祉指導監査課高齢事業者係	
処分基準	関係条項	豊中市情報公開条例第 7 条第 4 号（ア）
	基準	<p>○平成 20 年に厚生労働省より「行政処分等の実施及び程度の決定に当たっての基本的考え方」が示されており、その考え方を基本としているが、判断基準を開示することで脱法的な行為を助長する可能性があるため基準の公表はしないこととしている。</p> <p><根拠条例> 豊中市情報公開条例第 7 条第 4 号（ア） 市の機関又は国等が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあるもの （ア） 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、事実の把握を著しく困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を著しく容易にし、若しくはその発見を著しく困難にするおそれ 以下略</p>
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の開設者（全ての事業所又は施設が豊中市内に所在するものに限る）に対する業務管理体制の整備の改善命令
根拠法令及び条項		介護保険法第 115 条の 34 第 3 項
所管部課（室）係名		福祉部福祉指導監査課高齢事業者係
処分基準	関係条項	
	基準	○ 処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準は設定していない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者、指定一般相談支援事業者又は指定特定相談支援事業者に対する改善命令
根拠法令及び条項		障害者総合支援法第 49 条第 4 項、第 51 条の 28 第 4 項
所管部課（室）係名		福祉部福祉指導監査課障害事業者係
処 分 基 準	関係条項	豊中市情報公開条例第 7 条第 4 号（ア）
	基準	<p>○平成 20 年に厚生労働省より「行政処分等の実施及び程度の決定に当たっての基本的考え方」が示されており、その考え方を参酌しているが、判断基準を開示することで脱法的な行為を助長する可能性があるため基準の公表はしないこととしている。</p> <p><根拠条例> 豊中市情報公開条例第 7 条第 4 号（ア） 市の機関又は国等が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあるもの （ア） 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を著しく困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を著しく容易にし、若しくはその発見を著しく困難にするおそれ 以下略</p>
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者又は指定特定相談支援事業者に係る指定の取消し、又は指定の全部若しくは一部効力停止	
根拠法令及び条項	障害者総合支援法第 50 条第 1 項、第 51 条の 29 第 1 項	
所管部課（室）係名	福祉部福祉指導監査課障害事業者係	
処分 基準	関係条項	豊中市情報公開条例第 7 条第 4 号（ア）
	基準	<p>○平成 20 年に厚生労働省より「行政処分等の実施及び程度の決定に当たっての基本的考え方」が示されており、その考え方を基本として「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に基づく行政処分を行うにあたっての基本的な考え方(内規)」及び「行政処分等の実施及び程度の判定について(内規)」を定めているが、判断基準を開示することで脱法的な行為を助長する可能性があるため基準の公表はしないこととしている。</p> <p><根拠条例> 豊中市情報公開条例第 7 条第 4 号（ア） 市の機関又は国等が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあるもの (ア) 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を著しく困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を著しく容易にし、若しくはその発見を著しく困難にするおそれ 以下略</p>
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者又は指定特定相談支援事業者（全ての事業所が豊中市内に所在するものに限る）に対する業務管理体制の整備の改善命令	
根拠法令及び条項	障害者総合支援法第 51 条の 4 第 3 項、第 51 条の 33 第 3 項	
所管部課（室）係名	福祉部福祉指導監査課障害事業者係	
処分 分 基 準	関係条項	
	基準	○ 処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準は設定していない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者に対する改善命令
根拠法令及び条項		老人福祉法第 18 条の 2 第 1 項
所管部課（室）係名		福祉部福祉指導監査課高齢事業者係
処分基準	関係条項	
	基準	○ 処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準は設定していない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者に対する事業の制限又は停止命令	
根拠法令及び条項	老人福祉法第 18 条の 2 第 2 項	
所管部課（室）係名	福祉部福祉指導監査課高齢事業者係	
処分 分 基 準	関係条項	
	基準	○ 処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準は設定していない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置者に対する施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止若しくは廃止の命令、又は認可の取消し	
根拠法令及び条項	老人福祉法第 19 条第 1 項	
所管部課（室）係名	福祉部福祉指導監査課高齢事業者係	
処分基準	関係条項	
	基準	○ 処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準は設定していない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		有料老人ホームの設置者に対する改善命令
根拠法令及び条項		老人福祉法第 29 条第 15 項
所管部課（室）係名		福祉部福祉指導監査課高齢事業者係
処分基準	関係条項	
	基準	○ 処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準は設定していない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		有料老人ホームの設置者に対する事業の制限又は停止命令
根拠法令及び条項		老人福祉法第 29 条第 16 項
所管部課（室）係名		福祉部福祉指導監査課高齢事業者係
処分基準	関係条項	
	基準	○ 処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準は設定していない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	指定障害児通所支援事業者又は指定障害児相談支援事業者に対する改善命令	
根拠法令及び条項	児童福祉法第 21 条の 5 の 23 第 3 項、第 24 条の 35 第 3 項	
所管部課（室）係名	福祉部福祉指導監査課障害事業者係	
処分基準	関係条項	豊中市情報公開条例第 7 条第 4 号（ア）
	基準	<p>○平成 20 年に厚生労働省より「行政処分等の実施及び程度の決定に当たっての基本的考え方」が示されており、その考え方を参酌しているが、判断基準を開示することで脱法的な行為を助長する可能性があるため基準の公表はしないこととしている。</p> <p><根拠条例> 豊中市情報公開条例第 7 条第 4 号（ア） 市の機関又は国等が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあるもの （ア） 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を著しく困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を著しく容易にし、若しくはその発見を著しく困難にするおそれ 以下略</p>
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	指定障害児通所支援事業者又は指定障害児相談支援事業者に係る指定の取消し、又は指定の全部若しくは一部効力停止	
根拠法令及び条項	児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項及び第 24 条の 36	
所管部課（室）係名	福祉部福祉指導監査課障害事業者係	
処分基準	関係条項	豊中市情報公開条例第 7 条第 4 号（ア）
	基準	<p>○平成 20 年に厚生労働省より「行政処分等の実施及び程度の決定に当たっての基本的考え方」が示されており、その考え方を基本として「児童福祉法に基づく行政処分を行うにあたっての基本的な考え方(内規)」及び「行政処分等判定会議の設置について(内規)」を定めているが、判断基準を開示することで脱法的な行為を助長する可能性があるため基準の公表はしないこととしている。</p> <p><根拠条例> 豊中市情報公開条例第 7 条第 4 号（ア） 市の機関又は国等が行う事務または事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあるもの (ア) 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を著しく困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を著しく容易にし、若しくはその発見を著しく困難にするおそれ 以下略</p>
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		指定障害児通所支援事業者又は指定障害児相談支援事業者（全ての事業所が豊中市内に所在するものに限る）に対する業務管理体制の整備の改善命令
根拠法令及び条項		児童福祉法第 21 条の 5 の 28 第 3 項、第 24 条の 40 第 3 項
所管部課（室）係名		福祉部福祉指導監査課障害事業者係
処分 基準	関係条項	
	基準	○ 処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準は設定していない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	小規模住居型児童養育事業を行う者に対する事業の制限又は停止命令	
根拠法令及び条項	児童福祉法第 34 条の 6	
所管部課（室）係名	福祉部福祉指導監査課法人指導係	
処分 基準	関係条項	
	基準	○ 処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準は設定していない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		家庭的保育事業等又は乳幼児等通園支援事業を行う者に対する改善命令
根拠法令及び条項		児童福祉法第 34 条の 17 第 3 項
所管部課（室）係名		福祉部福祉指導監査課法人指導係
処 分 基 準	関係条項	
	基準	○ 処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準は設定していない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者に対する事業の制限又は停止命令
根拠法令及び条項		児童福祉法第 34 の 17 条第 4 項
所管部課（室）係名		福祉部福祉指導監査課法人指導係
処 分 基 準	関係条項	
	基準	○ 処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準は設定していない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		里親名簿からの抹消
根拠法令及び条項		児童福祉法第 34 の 20 条第 2 項
所管部課（室）係名		福祉部福祉指導監査課法人指導係
処 分 基 準	関係条項	
	基準	○ 処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準は設定していない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		児童福祉施設の設置者に対する改善命令
根拠法令及び条項		児童福祉法第 46 条第 3 項
所管部課（室）係名		福祉部福祉指導監査課法人指導係
処 分 基 準	関係条項	
	基準	○ 処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準は設定していない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		児童福祉施設の設置者に対する事業の停止
根拠法令及び条項		児童福祉法第 46 条第 4 項
所管部課（室）係名		福祉部福祉指導監査課法人指導係
処分基準	関係条項	
	基準	○ 処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準は設定していない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		児童福祉施設及び家庭的保育事業等又は乳幼児等通園支援事業を行う者に対する認可の取消し
根拠法令及び条項		児童福祉法第 58 条第 1 項及び第 2 項
所管部課（室）係名		福祉部福祉指導監査課法人指導係
処 分 基 準	関係条項	
	基準	○ 処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準は設定していない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		認可外保育施設の事業の停止又は施設の閉鎖命令
根拠法令及び条項		児童福祉法第 59 条第 5 項及び第 6 項
所管部課（室）係名		福祉部福祉指導監査課法人指導係
処分基準	関係条項	
	基準	○ 処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準は設定していない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し又は幼保連携型認定こども園の認可の取消し	
根拠法令及び条項	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第7条第1項、第22条第1項	
所管部課（室）係名	福祉部福祉指導監査課法人指導係	
処 分 基 準	関係条項	
	基準	○ 処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準は設定していない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		幼保連携型認定こども園の設置者に対する改善命令
根拠法令及び条項		就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 20 条
所管部課（室）係名		福祉部福祉指導監査課法人指導係
処分基準	関係条項	
	基準	○ 処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準は設定していない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖命令
根拠法令及び条項		就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 21 条第 1 項
所管部課（室）係名		福祉部福祉指導監査課法人指導係
処分基準	関係条項	
	基準	○ 処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準は設定していない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		特定教育・保育施設の設置者又は特定地域型保育事業者に対する改善命令
根拠法令及び条項		子ども・子育て支援法第 39 条第 4 項、第 51 条第 3 項
所管部課（室）係名		福祉部福祉指導監査課法人指導係
処分基準	関係条項	
	基準	○ 処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準は設定していない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者の確認の取消し、又は確認の全部若しくは一部効力停止
根拠法令及び条項		子ども・子育て支援法第 40 条第 1 項、第 52 条第 1 項
所管部課（室）係名		福祉部福祉指導監査課法人指導係
処 分 基 準	関係条項	
	基準	○ 処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準は設定していない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		特定教育・保育施設の設置者又は特定地域型保育事業者に対する業務管理体制の整備の改善命令
根拠法令及び条項		子ども・子育て支援法第 57 条第 3 項
所管部課（室）係名		福祉部福祉指導監査課法人指導係
処分基準	関係条項	
	基準	○ 処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準は設定していない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		社会福祉連携推進法人に対する改善命令
根拠法令及び条項		社会福祉法第 144 条
所管部課（室）係名		福祉部福祉指導監査課法人指導係
処分基準	関係条項	
	基準	○ 処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準は設定していない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		社会福祉連携推進法人に対する業務停止命令又は役員了解職勧告
根拠法令及び条項		社会福祉法第 144 条
所管部課（室）係名		福祉部福祉指導監査課法人指導係
処 分 基 準	関係条項	
	基準	○ 処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準は設定していない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		社会福祉連携推進認定の取消し
根拠法令及び条項		社会福祉法第 145 条第 1 項及び第 2 項
所管部課（室）係名		福祉部福祉指導監査課法人指導係
処分基準	関係条項	
	基準	○ 処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準は設定していない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		社会福祉事業を営業者に対する改善命令
根拠法令及び条項		社会福祉法第 71 条
所管部課（室）係名		福祉部福祉指導監査課法人指導係
処分基準	関係条項	
	基準	○ 処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準は設定していない。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	社会福祉事業を営業者に対する経営の制限、停止命令又は許可若しくは認可の取消し	
根拠法令及び条項	社会福祉法第 72 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項	
所管部課（室）係名	福祉部福祉指導監査課法人指導係	
処 分 基 準	関係条項	
	基準	○ 処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準は設定していない。
	参考事項	
備考		